

都市戦略整備委員会記録(No.22)

1 日 時 令和8年2月5日(木)
午前10時19分 開会
午前11時58分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員(9人)

委員長	森 結実子	副委員長	中 島 隆 治
委員	佐 藤 栄 作	委員	田 仲 常 郎
委員	片 山 尹	委員	成 重 正 丈
委員	山 崎 英 樹	委員	山 内 涼 成
委員	井 上 純 子		

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

都市戦略局長	小 野 勝 也	総務政策部長	大 迫 道 広
総務課長	石 橋 孝 通	都市再生推進部長	正 野 睦 朗
事業推進課長	近 松 芳 朗	空き家活用推進課長	秋 山 英 雄
都市整備局長	持 山 泰 生	折尾総合整備事務所長	船 越 英 明
事業調整課長	一 瀬 修 志	住宅部長	今 崎 頼 子
住宅管理課長	岩 本 浩 幸	交通局長	白 石 基
交通局次長	河 端 隆 一	運輸サービス課長	原 田 吉 弘

外 関係職員

6 事務局職員

委員係長	伊 藤 大 志	書記	山 下 絵 美 理
------	---------	----	-----------

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	陳情第69号 折尾駅南側駅前広場の歴史伝承「線路跡にラインを描く」などについて	継続審査とすることを決定した。
2	陳情第73号 市長及び全職員に対して行政文書について適切な対応を行うように求める旨の市議会の決議について	継続審査とすることを決定した。
3	陳情第63号 社会的養護経験者の自立支援強化（市営住宅活用と就労支援枠の拡充）について	継続審査とすることを決定した。
4	安全で快適なまちづくりについて	都市戦略局から別添資料のとおり説明を受けた。
5	交通政策について	交通局から別添資料のとおり説明を受けた。
6	行政視察について	委員会での意見を踏まえて、正副委員長で協議し、視察先の優先順位を決定することとした。

8 会議の経過

（陳情第69号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。）

（陳情第73号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。）

○委員長（森結実子君）開会します。

本日は、陳情の審査及び所管事務の調査を行います。

初めに、陳情の審査を行います。

まず、陳情第69号、折尾駅南側駅前広場の歴史伝承、線路跡にラインを描くなどについてを議題とします。

本件について当局の説明を求めます。事業調整課長。

○事業調整課長 それでは、陳情第69号、折尾駅南側駅前広場の歴史伝承、線路跡にラインを描くなどについて説明いたします。

まず、折尾地区総合整備事業の進め方についてです。折尾地区総合整備事業は大規模プロジェクトであり、事業の推進に当たっては、地域住民をはじめ多くの市民から理解と共感を得ることが不可欠であります。地域では、折尾地区総合整備事業の着手を契機に、平成18年、地元自治区会、折尾商連、折尾料飲組合、まちづくり団体、教育機関など様々な団体が一つとなり、北九州市とのパートナーシップによるまちづくりの提案、実践に取り組み、折尾地区の発展に

資することを目的として、おりお未来21協議会が設立されました。そのため、設立から現在に至るまで地域の多くの関係者が所属している同協議会の中で、事業内容につきまして都度協議の場を設け、合意形成を図りながら丁寧に事業を進めてきたところでございます。

このような中、折尾駅南側駅前広場は、令和8年11月頃の全面供用に向けて鋭意工事を進めています。整備に当たりましては、平成25年以降、おりお未来21協議会の新折尾駅舎・駅前広場検討会の中で30回にわたり協議を重ねるなど、地域と共に駅前広場の計画づくりを行ってまいりました。面積は8,020平方メートル、バスロータリー、タクシープール、一般乗降場、有料駐車場、多目的ベンチ、植栽などの整備をいたします。

2ページ目を御覧ください。折尾のまちづくりの歴史に関する情報提供についてです。折尾地区総合整備事業により折尾の町の姿が大きく変わる中、折尾の歴史や事業の経過等を後世に伝えていくことは重要と考えております。そのため、令和4年5月、折尾のまちづくりの歴史に関する情報提供や、折尾のまちづくり支援を行う多目的交流施設、折尾まちづくり記念館を折尾駅に隣接する高架下に整備いたしております。記念館では、旧折尾駅舎模型や折尾昔写真展などの常設展示を行っているほか、郷土史サミットなどの企画を定期的を開催しております。また、折尾駅の構内では、令和7年11月から駅舎解体セレモニー、ありがとう折尾駅舎の企画で誕生した絵画展示、駅なかミュージアムを設置するなど、駅を利用する方々に対して折尾のまちづくりの歴史に関する情報提供を行っております。

それでは、陳情項目に対する見解でございます。

第1項、筑豊本線跡と短絡線跡に線路跡のラインを描くことについてです。

令和6年10月、おりお未来21協議会において駅前広場の意匠についてイメージパースを用いて協議を行いました。パースでは筑豊本線及び短絡線の線路跡を示すタイル舗装を想定しておりましたが、歩道の一部だけ線路跡を表現しても後々意味を持たなくなる、歩行者の主動線となるため、雨天時でも高齢者などの歩きやすさに配慮し、周辺歩道と同素材の透水性舗装がよい、などの御意見がありまして、タイル舗装を取りやめました。このため、同協議会における協議を踏まえ、筑豊本線跡と短絡線跡に線路跡のラインを描くことは考えておりません。

3ページ目を御覧ください。第2項、植栽予定場所に縮小版の折尾駅舎のオブジェを設置すること及び第3項、ステージ付近に記念写真や折尾の歴史、折尾地区総合整備事業の経過などを記載したものを設置することについてです。

令和7年春に、陳情者から縮小版の折尾駅舎のオブジェを折尾駅構内に展示したいという相談を受け、北九州市は陳情者からオブジェを借用の上、九州旅客鉄道株式会社に設置申請を行うことで、令和7年7月からオブジェの駅構内展示を支援しております。記念館におきましても開館当初から旧折尾駅舎模型を展示し、駅の歴史に関する情報提供を行っております。また、先ほど説明いたしました駅構内に設置している駅なかミュージアムの展示台には、ありがとう折尾駅舎のイベントの様子を写真で掲載しており、旧折尾駅舎が地域に親しまれていたことを

伝えております。

屋外に第2項及び第3項のものを設置いたしますと、風雨や紫外線などによる破損のリスクが高まる等ございますので、現状のように屋内の既存施設を活用して情報提供を図ってまいりたい、このように考えております。引き続き、地域住民をはじめ多くの市民の皆様から理解と共感を得ながら丁寧に事業を進めていくとともに、折尾のまちづくりの歴史に関する情報提供に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、4ページ、5ページに折尾地区総合整備事業について、概要、進捗の資料を載せておりますので、後ほど御確認ください。以上で説明を終わります。

○委員長（森結実子君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質問、意見はありませんか。佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） 行政というのは、いろいろとどこかの段階で決断をして決定をしていくということだと思えますけれども、課長から説明があったとおり、それに当たってはやっぱりきちんとした対話が必要で、その上での合意形成をしっかりと図っていくということが重要だと思います。このおりお未来21協議会の方々といろいろ対話をされてきたと思います。このおりお未来21協議会の皆さんとの合意形成に当たっての対話というか、意見交換というのはどれぐらいやってきたのか。それから、今回この陳情されている学園&地域交流ネットワークの皆さんですか、このあたりの方々とはどれぐらいの意見交換や対話をしてきたのか教えてください。

○委員長（森結実子君） 事業調整課長。

○事業調整課長 まず、おりお未来21協議会との協議でございますが、設立以来162回、直近10年では49回ほどの協議を行っているところでございます。また、陳情者の団体からの御意見でございますが、直接やり取りというのはちょっと今資料がないので私も答えられないのですが、陳情者からその都度我々いろんな団体と意見交換させていただいておまして、今回のようなお話も駅舎、駅前広場を整備する前からいろいろ御意見を伺って、そういった御意見を取り入れながら一つ一つ丁寧に吟味して、総合的にいろんなことを判断しているというところでございます。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） 今お話を伺いまして、おりお未来21協議会の皆さんとはこれだけの回数の協議をしてきた、それ以外の方とは対話はしていると。意見交換はしてきたけれども、回数とかはちょっと把握していませんということなんですけど、やっぱり民意って多様じゃないですか。いろんな考え方があって、その中でどうやってこの折り合いをつけていくかということが極めて大事だと思いますので、いろんな民意に対して丁寧に声に耳を傾けていただいて、誰もが納得するということはなかなか難しいかもしれませんが、皆さんの声を聞いていく

という対応が理解につながっていくと思いますので、その辺についてはこれ引き続きしっかりと誠実に向き合っていたいただきたいと思います。終わります。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。井上委員。

○委員（井上純子君） 私から何点か確認させていただきたいと思います。

要望されている内容の中で、佐藤委員も言われたように、丁寧な合意形成が必要というところは私も同じ考えです。その上で今回提案があったオブジェですね、屋外設置について、今構内に設置されていて、市の見解としての老朽化だとか破損リスク、そこから考えると、構内に設置というところは適切ではないかなと私は判断いたしました。

ただ、歩道上の線路ラインのところですね。このできない理由としまして、後々意味を持たなくなるというところで、意味を持つか持たないかというのが結構主観的なコメントだなと思っていました。これは判断が難しいなと思うんですけれども、一方で合理的な基準、定量的に判断するものが難しいからこそ聞きたいんですけれども、この中でタイル舗装することで歩きやすさに支障があるということなんですけれども、例えば素材を替えてラインを描くことができるのか、このあたりはいかがでしょうか。

○委員長（森結実子君） 事業調整課長。

○事業調整課長 タイル舗装につきまして、まず、タイル舗装というのは皆さん御存じのとおり、非常に滑りやすいところがございます。歩行者がメインに歩かれる動線というところは非常に重要なところでございまして、我々はその素材は透水性舗装、その中で、突然そこがタイルに替わってしまうと、滑って転んだり、そういったいろんな危険性をはらんでいて、なおかつ主動線ですと、劣化したときにその部分というのをメンテするときにその部分が使えません。また、仮動線を造らなきゃいけませんので、我々北側のほうにもラインを引いているんですけれども、そちらのほうは主動線とはちょっと外れた、歩行者の通行に支障にならないようなところも踏まえて整備をしているというところもございます。そういったところを総合的に判断して、今回、タイルにはしないで、透水性舗装という形で整備するというところもございます。

○委員長（森結実子君） 井上委員。

○委員（井上純子君） ありがとうございます。タイルの滑りやすさと、その主動線を使うことによる今後の老朽化したときの維持管理など、現実的に難しいよねということは理解したんですけれども、それでは、例えば横浜の赤レンガ倉庫のエリアとかは、過去の線路の跡を残したデザインになっていまして、これがどれだけ維持管理が難しいのか。実際横浜は、うまく町に溶け込んだデザインにされているなどは感じているエリアではあります。

あとは、大事なことをもう一点聞きたいんですけれども、コストというところですね、じゃあ、このラインを描く、描かないで事業費が変わってくるのか、ここはいかがでしょうか。

○委員長（森結実子君） 事業調整課長。

○事業調整課長 我々も整備するときのコストということは非常に重要な観点だと思っております。当然、一体的に透水性舗装ですのと、一部を例えばタイルだったり、その上にさらに線を引くということになると、当然コストが幾ら上がるかということは、今この場では言えませんが、当然その分も余計にかかってくるというところがございます。我々としましても、そういった歴史とか文化とかをどうやって伝えていくかということに関しては、そういったコスト面も含め、なおかつ今ある施設をどう使っていけるかというところ、将来の維持管理に係るコスト、そういったものも考えながら判断していきたいと考えております。その上で、とりわけ多くの方に理解とか共感を得て合意形成を図っていけるか、そういったところに我々注意しながら進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 井上委員。

○委員（井上純子君） ありがとうございます。維持管理まで考えればですね、長期的な、そのコストのところだったり維持管理の難しさというところは、次世代に向けて分からないこともないです。ただ、歴史を残していこうということで、構内設置だったり、今まちづくり記念館でも設置されているように、何かしら歴史を残す、目に触れる在り方というところはいろいろな工夫はあると思っています。

多くの人に共感を得られるかという言葉があったように、ここが重要になってくると思うんですけれども、どうしてもこういった市民の声を聞くときに、嫌だ、こういう強い思いがあるという、思いがある方の声というのは届きやすいんですけれども、関心がない、どちらでもいいよという方も幅広くいて、じゃあどうあるべきかという、公共事業の方向性というのが難しいと思います。こういった各論だけを議論すると、結構町のイメージができないのかなと思っていまして、南側の駅前広場は市が多数で進めているデザインがどういうものであって、例えばこういったラインを残すデザインを描くとこういうふうなデザインになるとか、使う側にとって、どちらが見比べることができて、今、主で進めているラインを残さないデザインのほうが使いやすいねとか、このデザインのほうが何か駅前がおしゃれだなとか、いろんな方の価値観の基準がありますので、そのように見えると、より多くの方も関心を持ってこの折尾駅のイメージが湧くと思います。ぜひ今線路を描くか描かないかという論点だけではなく、折尾駅がどういうデザインで、どういう使われ方になるのか、もうちょっとふかんしたものを多くの住まれている方、そして、学校がこれだけあるから、日中だけ利用される方も多くいるのが折尾の特徴ですから、いろんな方に今後の折尾のイメージが見えるようなパースとかデザインとか見せてもらいながら、共感を得るような努力をしていただきたいということを要望して、終わります。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。山内委員。

○委員（山内涼成君） 駅なかミュージアムというのがありますね。あれもスペースとしては部屋の一部ということではあるんですけれども、私も幼少期には西鉄電車を使って折尾駅まで行

ったことが何回もあります。やはり思い入れの大きい駅でもあるんですね。そういう観点からしても、あのミュージアムの展示というのは懐かしさを覚えるというところがあります。非常にいい取組だなということで私は評価をしておりました。やはりあのブースがもう少し皆さんに周知が広がるような取組も必要かなと思いますし、あとは、こういった思いの強い陳情があるわけですから、当局もやらないと言っているわけじゃない。ただ、いろんな条件を満たしながらやっていこうということの進め方というのは理解ができます。だから、こういった思いの強い陳情についてどう真摯に向き合うかということについて、ぜひ今後も取り入れていただきますようお願いして、終わります。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。片山委員。

○委員（片山伊君） 陳情者の皆さんを、おりお未来21協議会の中に入れるというわけにはいかないんですか。入れていろんな意見をもらって、できんものはできないとかという、そのような答えだけ。何かこういうのは必ず協議会をつくったら、いや、私たちは入れんで蚊帳の外でどうにもなりませんということは結構あるので、その辺はどうなんですか。

○委員長（森結実子君） 事業調整課長。

○事業調整課長 おりお未来21協議会に入れたいのかというところでございますが、まず、陳情者の方々の団体ももともと協議会に入られていました。ただ、いろんな御意見があるので、なかなかそこを実現するとか、自分たちの思いとかあって抜けられたのかなど。私もその辺の事情は詳しくは分からないんですが、このおりお未来21協議会というのは、その設立の趣旨というのが、折尾の町を住みやすく魅力的で楽しい町としてつくり上げていくために、住民が自分たちで考え、勉強し、意見を集約し、まちづくりに取り組んでいくこと、この趣旨に基づいて、その趣旨に賛同し、積極的に参加しようという方であれば誰でも入会が可能です。一斉に開かれた協議会であるので、そしてまた、中に入っていて、その中で意見を言っていたくことは、非常に大事なことだと思っております。だから、門戸を閉ざしているわけではないので、そういったところでいろんな御意見がある方がまた入って意見を集約していただくという場としては、非常に我々としてもありがたい位置づけの場なので、そういったところも踏まえまして今後検討していきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 片山委員。

○委員（片山伊君） 今の答えを聞くと、協議会に全く入れないようにはしていませんよというように受け取っていいやんな。そうであれば、皆さんにおりお未来21協議会に入っているいろんな意見を言うてくださというように温かく声をかけたらいいんじゃないの。その中でいろんな議論を聞いて、できないものはできないし、いいものは採用していくという方向でぜひやってください。終わります。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。

ほかになければ、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。こ

れに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、そのように決定しました。

次に、陳情第73号、市長及び全職員に対して行政文書について適切な対応を行うように求める旨の市議会の決議についてを議題とします。

本件について当局の説明を求めます。事業推進課長。

○事業推進課長 陳情第73号、市長及び全職員に対して行政文書について適切な対応を行うように求める旨の市議会の決議についてのうち、陳情者が行った行政文書の開示請求及び審査請求に対する北九州市の対応について、これまでの経緯を御説明いたします。

まず、陳情者から開示請求のあった行政文書の内容といたしましては、北九州市長は令和6年1月25日に門司港鉄道遺構について記者会見している。その中で、6人の専門家に意見を聴取したと述べている。この意見聴取とその市長への報告並びに遺構保存についての市の方針決定についての事績となっております。

北九州市としては、この開示請求に対しまして、令和6年3月28日、北九州市文化財保護審議会委員5名に加え、土木学会の専門家1名の意見を聴取した結果の文書を6枚、遺構を撮影した写真1枚、遺構と建物の基礎構造を重ねた図面1枚、以上計8枚の行政文書の全部開示を行いました。

この開示決定処分について陳情者からは、北九州市は本件開示請求について、不当かつ違法に隠蔽しており、開示すべき文書が全て開示されていないとの理由で、これを不服として令和6年4月1日付で北九州市に審査請求が提起されたものでございます。その後、情報公開審査会より陳情者である審査請求人及び北九州市の担当課長などへの意見聴取が行われました。また、審査会委員3名による市本庁舎執務室で担当者が使用しているパソコンの調査が行われ、関連するメールや組織で共有されているハードディスクの文書ファイルが存在するかの確認が行われました。

こうした過程を得て、審査会の審議の結果、令和7年10月28日付で、本件処分に違法または不当な点は見受けられず、本審査請求にはその理由がないため、本審査請求の対象となった行政文書の開示請求につき、全部開示とした決定は妥当であるとの結論が示されました。

なお、これに合わせて附帯意見として、本件はその意思決定過程に関する文書がほぼ全くと言っていいほど作成されていなかった事案であり、市民に対する説明責任を忌避しようとしていたのではないかとともに示されました。

この附帯意見について北九州市としては、1つ目に、情報公開請求のあった意思決定過程に関する文書については、市民への説明責任を果たすという観点で、これまで適切に開示していること。2つ目に、事業を実施するに当たって、重要な方針を意思決定した際には、その都度方針決裁を取っていること。3つ目に、事業の実施過程における意思決定の理由や決定に至る

考え方については、進捗に合わせ、市議会本会議や委員会において丁寧に説明、報告していること。4つ目に、こうした過程の中、その都度議案を提出し、議会の承認を得ていること。このように北九州市としては、議会や市民の方への説明責任を果たした上で事業を執行しているものと考えております。

このため、審査会の附帯意見については、こうした北九州市の説明が審査会に十分に理解されなかったものと受け止めておりますが、北九州市としてはこれまでも文書管理制度の趣旨に基づき適切に事務を執行しており、今後も適切に執行してまいります所存でございます。以上で説明を終わります。

○委員長（森結実子君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。

質問、意見はありませんか。佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） 今、この陳情に対して、説明では適切に取り扱ってきたと言われているんですけども、私はこの陳情者の陳情理由に極めて共感しますし、それから、適切にやっていると言いながらも、このように審査会から厳しい附帯意見が出ているということについては、やっぱり重く受け止めないといけないんじゃないかなと思うんですよね。この件があった以降に、何人かの市のOBの職員の方とお話をする機会があったんですけども、その先輩方からすると、このような行政文書、公文書の管理の在り方というのはあり得ないんだというような声が聞こえてきました。

ここでちょっとお尋ねなんですけれども、今適切な管理をやっているということなんです、ということは、今後もこのような公文書の管理、取扱いについては、皆様方の次の世代の市役所を担っていく職員の皆さん、後輩職員の皆さんに対してもこのやり方でいいんだと、自信と責任を持って言えるということでしょうか。

○委員長（森結実子君） 事業推進課長。

○事業推進課長 文書管理についてでございます。本事業は門司港地区に点在する区役所、市民会館などの公共施設が老朽化しているため、市民の安全・安心が第一と考えて事業を進めております。今回の文書管理に対するこの遺構の件でございますが、こうした事業の進捗に合わせて専門家の意見を踏まえて、市内部で議論して意思決定を行い、遺構の一部移築保存を決定したという経緯がございます。

ここにしましては、そのときの状況次第ではございますが、今回の件に当たりましては、関係者が迅速に一堂に会して意見交換を行いながら、そして意思決定を行って、市長の意思決定として委員会に報告とか市長の定例会見で発表しております。

この件につきまして、文書の管理ということでございますが、この時点ではまだ場所とか内容が決まっていなかったもので、文書としては作成しておりません。ただ、その後今後のスケジュールを決定とか、その次に5つの方策といたしまして一定の方向性が決まったものにつきましては、方針決裁を取って文書管理ということで適切に対応しておりますので、私どもといた

しましては適切に管理をしていると考えております。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） ケースによっていろいろあるということなんですけれども、今後こういうふうな遺構の取扱いについての意思決定については、これまでのやり方で問題はないんだと、間違っていないということを次の世代の市役所を担う方々にも胸を張って言えると答弁されたという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（森結実子君） 事業推進課長。

○事業推進課長 我々は適切に対応したと考えておりますので、言えるということでございます。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） 分かりました。やっぱりこの陳情にもあるんですけれども、その時代その時代で行政がいろんな決定をしていくわけなんです、それをやっぱり後世の方々がきちんとどういう目的で、どういう理由で政策決定をしたのかということを中心に検証ができるようにしないといけないと思うんです。ただ、ここに陳情が出ているように、それについて疑義があるわけですから、しっかりとその辺に向き合っていただかないと、将来の北九州市民の皆様から、この決定が本当によかったのか、その文書がないことによって隠蔽したのではないとか、あるいは実は専門家の皆さんは違うことを言っていたんじゃないとか、そのときの市長及び責任者の皆さんの恣意的な、政治的な判断でこのような決定がなされたんじゃないかというような疑義が残るし、それを検証できないというのは極めて僕は不適切だと思います。そこはしっかりと受け止めていただいて、この陳情者の気持ちにも寄り添い、それから、この審査会の附帯意見も重く受け止めて、今後の文書管理をやっていただきたいということを求めて、終わります。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。山内委員。

○委員（山内涼成君） まず最初に、都市戦略局としてこの陳情の趣旨についてどう捉まえているか御説明ください。

○委員長（森結実子君） 事業推進課長。

○事業推進課長 この陳情の趣旨といたしましては、市長への報告とか遺構の保存に関する市長の方針決裁を行われていないというふうなことに對する、まずは文書がないといけないのではないかということですね。それを適切に管理すべきだということを趣旨として言われているものと考えております。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） そのとおりでありまして、1月25日の市長会見で明らかにしました鉄道遺構について、6人の専門家への意見聴取と市長への報告、それから、遺構の保存方針決定の経過についての行政文書の提出を求めたとされています。当時の建築都市局はこの6人の専門

家への意見聴取、それから、市長への報告、それから、遺構の保存方針決定、これに具体的にどう関わってきたのか、お答えください。

○委員長（森結実子君）事業推進課長。

○事業推進課長 まず、6人の専門家の意見につきましては、担当は都市ブランド創造局の文化企画課になります。文化企画課としては、それぞれの専門家から意見を聴取して、文化財としての価値がどのようなものなのかというふうな、今回の事業につきましては遺構の保存というところと、整備を進める、これのどちらかの重要性というふうな形になります。その観点から文化財に対して6人の専門家の意見を聴取して、それが私どもについても情報共有されているということでございます。

都市戦略局、当時の建築都市局でございますが、これに対して私どもは先ほども申しましたように、老朽化が著しい区役所や市民会館、そういうものの集約をして整備を進めるというその重要性ですね、そのことについて議論をしてまいりました。以上でございます。

○委員長（森結実子君）山内委員。

○委員（山内涼成君）6人の専門家への意見聴取、これは文化企画課、それから、市長への報告、遺構の保存方針決定、これに当局としてどう関わったかについてはどうですか。

○委員長（森結実子君）事業推進課長。

○事業推進課長 当局といたしましては、この6人の専門家の意見と、それと、事業の重要性について検討を行って、結果、関係者が一堂に集まりまして、今回一部移築保存というふうな結論を出したという経緯でございます。以上でございます。

○委員長（森結実子君）山内委員。

○委員（山内涼成君）ということは、この陳情に対する所管というのは文化企画課ですよ。

○委員長（森結実子君）事業推進課長。

○事業推進課長 まず、この6人の専門家に関することにつきましては、文化企画課が実務を所管しております。ただ、これについては、6人の専門家の意見というようなものは私どもも共有しております。ですので、今回開示請求に当たっては、連名で開示決定を行ったということでございます。以上でございます。

○委員長（森結実子君）山内委員。

○委員（山内涼成君）1月25日の市長会見と同じ日時で行われた建設建築委員会では、遺構の取扱方針と複合公共施設の整備事業の進め方ということで報告をされております。ここで遺構の取扱方針についての議論、これは所管外だということで答弁を避けられてきたんですね。なぜ当委員会での陳情を議論することになったのでしょうか。

○委員長（森結実子君）総務課長。

○総務課長 遺構保存についての市の方針決定については、当時の建築都市局も含めまして市の幹部と協議をした結果をまとめたものでございますので、今回、都市戦略局としてお答えで

きる分についてお答えしているというところでございます。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） ちょっと意味が分からんのやけども、この委員会の中で、陳情にある6人の専門家への意見聴取や遺構の保存方針について議論されたことがありますか。

○委員長（森結実子君） 事業推進課長。

○事業推進課長 1月25日のときに報告の中で遺構の保存と複合施設の整備の両立を図るということで報告しております。ですので、その両立を図るためにということで、遺構の一部を切り出すという結論を出したという説明、このことが保存に対すること、それと、整備を進めること、この議論になろうかと思えます。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） スケジュールなんですよ。今後の進め方というのは、スケジュールがここでは提案をされたということになろうかと思えます。だから、肝腎なこの遺構についての議論というのは、それは所管外ですということで深まっていないんですよ。陳情者が求めている意見聴取だとか遺構の在り方についての保存方針決定に対する当局の考え方、これをなぜこの会議で議論しなければならないかと、その理由がよく分からないですよ。陳情の趣旨と違うでしょう。

○委員長（森結実子君） 都市再生推進部長。

○都市再生推進部長 山内委員の御質問に対してお答えしますけども、やはり私どもがこの委員会でお答えをするという意義といいますのは、事業を進める立場なんですよ。この駅の遺構を保存してほしいという意見があり、6人の専門家の意見を聞く、ここに関しては文化企画課の範ちゅうなんですよ。それを踏まえて、私たちはその駅の遺構をいかにして残すのか、そして、主たるこの事業をいかに進めるのかと、この両論をいかに並行して成り立たせるようにするのかということの議論を深めてまいりました。そういった意味で、事業の責任局として私どもがこの委員会でお答えしているというところでございます。以上です。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 何回も言いませんけれども、陳情の趣旨は複合公共施設には触れていません。ですよ。だから、この遺構の保存方針の決定、それから、6人の専門家の意見聴取というところに限定して陳情されているんですよ。だから、この中の議論というものがなぜここでされるのかというのが率直に私の疑問としてあるということはお伝えしておきたいと思えます。

それから、市長が諮問した情報公開審査会、この答申書の中で審査請求の主たる理由についても、この複合公共施設の文言は出てきません。そして、陳情の趣旨とは異なるということは、もうこれは明らかであります。

そこで、答申書の中身について伺いますけれども、これ審査会委員が所管課である文化企画

課、それから、事業推進課に令和7年8月20日に調査に入ったとあります。あえて事業推進課の調査について伺いますけれども、事業推進課は調査員に対して決裁文書、それから、議事録、さらには協議検討の経過を記載したメール履歴の有無について、メールは容量の問題で古いものから消去されており存在しない。また、共用のハードディスクについても決裁文書や議事録等に該当するような文書ファイルは存在しないと答えていますけれども、これは事実でしょうか。

○委員長（森結実子君） 事業推進課長。

○事業推進課長 審査会の委員3名が現地調査に来ました。その中でパソコンの中身を確認していただいたとおり、そのようなメールとかファイルはございません。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） ということは、決裁文書、それから、議事録は作っていないということの理解でよろしいでしょうか。

○委員長（森結実子君） 事業推進課長。

○事業推進課長 そのとおりでございます。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 市の説明では、関係者が一堂に会して議論を行い、その都度意思統一をしながら意思決定を進めたとしておりますけれども、審査会の答申書では、決裁文書も協議内容も協議参加者間で共有するためのメモすら作成されていないということになれば、こうした説明は社会通念上、にわかに信用し難いものを含んでいるとの指摘をしております。これは密室の協議で、どなたからか文書は残すなという指示があったのではないかと思われても仕方ないと思いますけれども、見解をお聞かせください。

○委員長（森結実子君） 事業推進課長。

○事業推進課長 今回の件につきましては、繰り返しになりますが、迅速に関係者が一堂に会して意見交換を行いながら意思決定を行い、その場で情報共有されております。ですので、協議録などは作っておりません。その場で資料を作るなどか、そういうふうなことではなかったものでございます。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） そういう指示はなかった、それから、密室の協議ではないと言われても、これは幾ら言い張っても、それを証明するものはないわけですよ。むしろ作っていないわけだから。だから、これは行政文書の必要性というものが問われているのはここだと思うんですよね。じゃあ何言われても仕方ないでしょう。証拠がないんやからということでしょう。それ作っていないわけですから。だから、行政文書が必要だということなんです。

市長は、会見で審査会の答申について聞かれて、審査会の結論が一部開示とした決定は妥当であるとしたことを殊さら強調いたしました。答申書第1の審査会の結論しか市長は読んでい

ないんじゃないかという懸念を私は抱いたわけでありましてけれども、答申書は第5の審査会の判断の理由まで述べられております。その中で、公務員の常識として存在すべき行政文書が作られていなかったことから、これ以上は存在しないんだと。だから、審査会としては開示請求については結論として妥当と判断せざるを得ないとしているわけですね。妥当であるということだけを切り取った市長の発言、これは審査会を侮辱するものじゃないですか。これ見解を求めます。

○委員長（森結実子君） 事業推進課長。

○事業推進課長 答申にも妥当と書いてありますので、市長は妥当というふうなことで言ったということで、それを何も審査会のほうを侮辱するとか、そういう意図ではないと考えております。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 答申を読みましたか。

○委員長（森結実子君） 事業推進課長。

○事業推進課長 はい、読んでおります。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 読んだ上でそのことが言えるというのは、私は文章の理解力を疑いますね。これは妥当と言わざるを得ないと書いてある。それは、審査請求に対して、物が無いからこれ以上出せませんよというだけの話でしょう。答申には、それは妥当と言わざるを得ないと書いている。そこを切り取っただけでしょう。妥当だということだけを切り取っただけでしょう。これは審査会が議論をして決定したこの答申書において、これは侮辱以外何物でもないやないですか。こんなことを担当局として許すんですか。

○委員長（森結実子君） 都市再生推進部長。

○都市再生推進部長 市長はこの答申書、御本人も見られていますし、私たちと一緒にの場でも確認をしております。ですから、決して侮辱ではありません。

それで、やはり先ほど課長がこれまでも述べましたけども、必要なものは文書決裁、決定事項として取っていますし、あと協議録ですね。協議録は一般的な考え方として、その場にはいない者に対してその場で決まったことを後で報告するということが協議録は作るんですけども、再三申し上げていますが、この重要決定事項に関しては、幹部を含めて事務方も入った上で決定をしておりますので、把握すべき者がその場にいるわけですね。ですから、協議録はないということで、ただし、文書管理規則の理念というのは、私たちは常に過去も現在も未来もしっかりその理念を持って文書管理に臨みますので、そこに関しては侮辱ということは一切ございませんし、私どももこれまでも文書ルールに基づいて事務をやってきておりますし、その考えは未来も変わることはありません。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 誰も侮辱しましたとか言わんよね。審査会を侮辱しましたなんてことは答弁できないと思うんですけども、ただ、本当に公務員としてあるべき姿というものを指摘されているわけですよ。行政文書というのはこれだけ大事なものですよということを指摘しながら、この一部開示しなさいという請求については妥当と言わざるを得ないというところを書いているということを書き止める必要があるということは、ちょっと指摘をしておきます。

附帯意見には、本当に重要なことが書かれています。この附帯意見というものがつけられたことについて見解がありますか。

○委員長（森結実子君） 事業推進課長。

○事業推進課長 附帯意見についてでございますが、一番最初に御説明したとおり、私どもの説明が審査会のほうに思いが届かなかったということではございますが、私どもとしましては、繰り返すにはなりますが、審査請求があった過程についてはこれまでも市民への説明ということで、開示請求であったものにつきましては開示をしております。それと、事業の説明につきましては、市民説明、それと議会とか委員会にその都度委員会報告しております。その進捗に合わせて方針決裁も取っております。そのような形で私どもとしましては、文書管理は適切に対応していると考えております。今後も状況ということも踏まえて、さきにも申しましたように、今後も適切に管理していきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 十分そのことは踏まえた上でこの審査会も答申を出しているわけですよ。そこが言っているのは、やっぱり行政文書の在り方ですよ。当然公務員としては常識として存在するものすら存在していない、作ってもいないということを確認したわけでしょう。これは恥ずべき事態ですよ。附帯意見では行政文書の必要性、それから、公文書管理制度及び情報公開制度が民主主義の観点からいかに重要なものかの理解に立ち返ってくれと、今後市民に対する説明責任を全うすべく、行政文書の作成について適切な対応を行うよう強く願うということを書かれております。これは、課長いわく、部長もいわく、審査会を侮辱するものではないというのであれば、この意見に真摯に向き合うべきではないですか。そこについて見解があれば。

○委員長（森結実子君） 事業推進課長。

○事業推進課長 この附帯意見等につきましては、真摯に向き合っております。向き合った上で、私どももこれまで文書管理ということも趣旨にのっとり管理をしておりますので、今後も状況に応じて適切に対応してまいります。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） それの不十分だということで答申が出されているわけでしょう。それであれば、この真摯に応えるということであれば、これ職員全体への研修とか考えるべきじゃないですか。

○委員長（森結実子君） 事業推進課長。

○事業推進課長 職員の研修など、私どもは文書管理事業をやって、事業を推進して文書なども作っております。職員の研修というふうなことになりますと、所管が総務市民局のほうになります。私どもは、今この委員会の場で答えることはできません。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 所管はそうだと思います。でも、それが求められているんですよ、答申の中でね。じゃあ、そういう投げかけはやるべきじゃないんですか。

○委員長（森結実子君） 都市再生推進部長。

○都市再生推進部長 文書管理の研修なんですけども、これは毎年、各課ごとであったり、それから、全庁的に都度都度研修というのは開催されています。殊さらこの案件を取って、いま一度という考えはございません。私どもは、もちろんこの答申書としては受け止めるんですけども、これまで私たちが行ってきた文書管理についてどうだったのか、そして、今後もどうなのかということは私たちがしっかり向き合って、これに関しては私たちも適切に行っているという自負はあるんですけども、そこはしっかりまた向き合って、将来に向けても適切な文書管理でありたいと思っております。以上です。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） やはり、なれ合いになっちゃいかんということです。反省すべきはきちんと反省する、こういう姿勢が必要だし、そのための答申だと思います。そのことは指摘されているわけですから、ぜひ前向きに、この研修の中でもこの事例を活用するといったことも考えていただきたいと要望して終わります。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。片山委員。

○委員（片山尹君） この陳情書の最後に、附帯意見にのっとなって市議会は決議をしてほしいという旨の求めがあるので、委員長も副委員長もこの委員会で決議をするのか、あるいは全体で決議をするのか、今日結論を出さなくて結構よ。結構やけど、そこは陳情者の意向に従って決議をするかせんか、委員長、副委員長が決議をやりますというのか、今日宣言してくれとは言いませんけど、会派で出すのか、この委員会で出すのか、その決議をすることを本会議、2月議会までに出したらどうかと。そうすると陳情者の意向が、決議をしてくれと最後にうたっているんで、その意向に従って、執行部と幾らやり取りをしても、私のところは正しくしてありますと、それは違っていますから決議をしてほしいとする内容が出ているので、そこをそのように取りまとめしてほしいと。それは委員長、副委員長に言っておきます。今日結論が出ないでも結構だけど、ということです。執行部には意見を求めません。

○委員長（森結実子君） 承りました。ほかにありませんか。

なければ、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、そのように決定しました。

次に、陳情第63号、社会的養護経験者の自立支援強化、市営住宅活用と就労支援枠の拡充についてを議題とします。

事務局に文書表を朗読させます。事務局。

(文書表の朗読)

本件について当局の説明を求めます。住宅管理課長。

○住宅管理課長 陳情第63号、社会的養護経験者の自立支援強化、市営住宅活用と就労支援枠の拡充についてに関する北九州市の取組及び見解について、御説明させていただきます。

市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で供給しておるものです。特に、ファミリー世帯向け住宅は市場において不足しており、自力では適正な居住水準の住宅を確保することが難しいことから、それらの方に適した規模の住宅を多く整備してきました。このため入居者の公募については同居親族がいることを原則としておりますが、満60歳以上の方や一定以上の等級をお持ちの障害者につきましては、住宅を確保しづらい状況を踏まえ、居住の安定を図る観点から、単身での入居も可能としております。

市営住宅へ新たに社会的養護経験者枠を設けることにつきましては、社会的養護経験者関係の方々からのニーズ状況を踏まえると、現行の若年単身者の入居が可能な住戸を御利用いただくことで対応可能と考えております。具体的には、住宅に困窮する若い単身の方の入居ニーズや、入居率のさらなる向上を図ることを目的に、令和元年8月から定期募集で申込みがなかった住宅の先着順募集や常時募集団地におきまして、若年単身者も申込みができるよう対象を拡充しております。入居期間につきましても特に制限は設けておらず、これにより若年単身者の方も入居いただいております。

また、保証人や敷金、礼金につきましては、市営住宅の入居に際しましては、民法改正に伴い、令和2年4月から入居時の連帯保証人は不要となっております。また、この際、緊急連絡先は登録していただく形となっております。さらに、敷金、礼金に関しましても市営住宅は不要です。収入に応じた家賃の3か月分に相当する保証金のみを納入していただく形となっております。

また、職業訓練中の市営住宅家賃の減免につきましては、市営住宅の家賃は、入居世帯の収入や規模等に応じて決定しております。収入の低い世帯につきましては、民間の賃貸住宅に比べかなり低い額となっております。さらに、入居から1年間を経過した後に著しく収入が低下した場合につきましては、家賃の一部を減免する制度も設けております。

このようなことから、市営住宅に社会的養護経験者枠を設けずとも、現行の仕組みの中で社会的養護経験者の方の入居対応は可能と考えております。今後も児童養護施設を退所した方が安心して新たな進路に進めるよう、市営住宅の入居に関する御希望があれば御相談いただければ

ばと思っております。以上でございます。

○委員長（森結実子君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。

質問、意見はありませんか。井上委員。

○委員（井上純子君） 説明ありがとうございました。社会的養護の経験の方の枠という、必要ない議論だなと思いました。社会に自立した後の伴走されないリスクだったり、自立していく過程に伴走が必要なんだと私は思っております、そこで、今回住居というところの論点なんですけれども、現行制度で入居ができないわけではないということで、やはり課題としてはどう伴走されるかだったり、就職して働いていく中で難しい困難が出たときのアフターのフォローが重要になってくるんだと思っております。となると、正直この委員会だけで議論するのは限界がありまして、もっとこういった社会問題、保健福祉局だったり子ども家庭局だったり、その青少年課だったり、そういった若者がどう自立していくかという、こういったセクションの部署としっかり連携する、ここで足りるんだと、市営住宅の制度を変えるのではなく、どうソフト的なフォロー、この体制、事業としての検討が今後必要なんではないかと思いました。意見を述べて終わります。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。山内委員。

○委員（山内涼成君） 井上委員がおっしゃったとおりなんですけれども、今現在この対象の方々というのは大きな問題をいろいろ抱えているんですよね。今、YELLとかいろんなところで応援支援をアドバイス等々もしてもらっているけれども、私も正直言ってキャパオーバーだと思います。それで、今一番不十分なのは退職後の追跡なんです。この追跡が不十分であるなということは感じております。今回も保健福祉、それから、教育の部分にも一緒にかかっていますけれども、やっぱり我々の委員会では市営住宅ということになりますけれども、ただ、横のつながりですよ。例えばYELLに支援の内容、こういう陳情があったから我々としては市営住宅の在り方、課長がおっしゃったとおり若年層の制度がありますよ、じゃあ、この情報を果たしてYELLが共有できているのかどうかというところに私はちょっと疑問を感じるんです。そこでしっかり追跡した支援の在り方が拡充していけば、きちんと網羅できる制度があるわけですから、これをうまく使ってもらわんといかんと思うんです。

今、市営住宅の有効活用をしていますよね。有効活用する中で外国人の労働者が上層階に入ってきてもらっていて、そこにはまた新しいコミュニティーもできているんです。居住者から言わせると、若い人と話ができてよくなったとか、清掃のときには自ら出てきてくれるとかということがあって、新しいコミュニティーができている。そういうことからすると、やはりいい部分をしっかり出していただいて、制度を拡充させていくためにどうできるのかということ、YELLも含めて横棒を引いてもらってやってほしいということを私はちょっとお願いしておきたいと思っております。以上です。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。中島委員。

○委員（中島隆治君） 私も井上委員が言われた趣旨と同様になるかもしれませんが、私も今回の陳情の内容に関しては大変共感するところが多くあります。ただ、市営住宅の枠の中で、現行の仕組みで対応可能ということでありましたので、そこは安心したんですけれども、今回の陳情のそもそもの課題の本質は、やっぱり住まい単体の問題ではないなと思っておりまして、陳情者がおっしゃっているように、就労の質であったり保証人の問題であったりとか、生活基盤全体としての包括的な仕組みを設計しないと、実質的な問題解決にはならないのかなと思っております。そこは保健福祉局とか、また、子ども家庭局とかもこういった情報をしっかりと共有していただいて、市営住宅を確保したとしても、やっぱりまた孤立になったりとか、メンタル的にまた下がってきたりとか、そういった状況に陥ると、また同じ繰り返しになってしまうので、そこはしっかりとこういった状況を各局と情報共有していただきたいということを要望させていただきます。以上です。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。

ほかになければ、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で陳情の審査を終わります。

ここで、次の議題に関係する職員を除き、退室願います。

（執行部入退室）

次に、所管事務の調査を行います。

まず、安全で快適なまちづくりについてを議題とします。

本日は、北九州市空家等対策計画及び所有者不明土地対策計画素案に対する市民意見募集の結果及び計画改定案について、報告を兼ね、当局の説明を受けます。空き家活用推進課長。

○空き家活用推進課長 北九州市空家等対策計画及び所有者不明土地対策計画素案について、市民意見募集の結果及び改定案を取りまとめましたので、御報告いたします。

初めに、市民意見募集の結果についてです。

令和7年11月4日から12月3日までの期間において、改定素案に対する市民意見募集を実施し、2件の御意見をいただきました。意見の内容及び本市の考え方について、資料1を御覧ください。いただいた御意見は、計画全般や個別施策に直接関わるものではなく、その他意見に該当するものでした。

1件目は、空き家等対策における外国人の関与について、政府の動向を見ながら取組を北九州市でも行っていただきたいとの御意見です。これに対して北九州市としましては、内閣府の外国人との秩序ある共生社会推進室による施策など、今後の政府の動向を注視し、適切に対応してまいりたいと考えております。

2件目は、不動産詐欺が発生しており、空き家等を悪用した同種事案も予測されることから、北九州市ができる範囲での対策を望むとの御意見です。これに対して北九州市としましては、不動産取引に限らず、契約上のトラブルについては、消費生活センターにおいて消費生活相談員が市民からの相談を受け付けています。また、詐欺と思われる案件については警察に届け出るように案内するほか、出前講演等で被害に巻き込まれないための情報発信を行うなど周知啓発に取り組みます。

いずれの御意見も空き家等を含む社会全体の課題であることから、今後の参考といたします。

最後に、今後のスケジュールです。令和8年3月下旬に計画を改定、公表し、その後、令和8年6月議会にて報告する予定です。なお、改定案の概要版と本編については、資料2及び資料3として添付しておりますので、後ほど御確認ください。以上で説明を終わります。

○委員長（森結実子君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質問、意見はありませんか。井上委員。

○委員（井上純子君） 一言だけ、今回パブコメの結果ということで、こういった重要な計画なのでパブコメを取られたんだと思うんですけど、どこの部署もここは弱い部分なんですけれど、提出者が1名、意見が2件ということで、あまりに寂しいなとちょっと思いまして、その他本筋とはちょっと違う意見でもありますし、なかなかパブコメの結果の所管報告についてどういう議論を展開するか、何か難しいなと、正直今回の報告を受けて思っております。

そこで、1か月募集されたと思うんですけど、どういうふうな広報でこの辺努力されたのか、あれば教えてください。

○委員長（森結実子君） 空き家活用推進課長。

○空き家活用推進課長 市民意見募集の広報についてですけども、ホームページの掲載と、あと各区役所、当課もそうなんですけど、あと出張所に意見募集をやりますといったチラシと計画の概要、計画を置いて案内しているところでございます。以上です。

○委員長（森結実子君） 井上委員。

○委員（井上純子君） ありがとうございます。市が無料でできる、既存の予算でできる部分で広報はされたんだろうなということは理解いたします。ただ、今後の課題として、まだ素案の段階ですけども、ここから大きな方向性が確定し、ここからアクションプランなり、だんだん実行が見えてくることを考えれば、今概要版で資料を案として用意されていますけど、もっと分かりやすい、関心を持つ工夫をすとか、今後例えば記者会見で出していく、案件にしていくとか、こういった予定とかはありますでしょうか。

○委員長（森結実子君） 空き家活用推進課長。

○空き家活用推進課長 まず、概要版等については、私どももちょっと分かりやすくやっていきたいなということで、計画も今真っ白な状態なんですけど、ちょっとデザイン性とかも少し

考慮して、見やすいような形でやっていきたいなと思っております。記者会見等は今のところ予定はしていないんですけど、私どもも今回意見が少なかったということは、ちょっと重く受け止めているというか、なかなか空き家もいろいろ今相談を受ける中で、いざ自分の身にならないとというところがやっぱりどうもあるような感じが受けられます。ですので、空き家を所有する前の段階から空き家対策について私たちも広報等やっていって、空き家が少しでも減るような形の対策を取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○委員長（森結実子君） 井上委員。

○委員（井上純子君） ありがとうございます。なかなか自分事にならないと関心は持たない案件だけれども、今から増えていく大きな問題だと思っておりますので、広報もそうですし、やはり届くところで、チラシのデザインだけではなく、社会問題でもあるので、ニュースバリューとしても価値があると思うので、今後記者会見という手法も検討していただきたいなと思います。あと市政だよりに載せたり、結構関心を持たれる方いると思いますので、空き家という言葉一つ取っても、まだ住んでいても今後住まなくなった家をどうするかという先のことを考えても、対象者というのが増えてくると思いますので、市政だよりや記者会見などでも広報してもらいながら、こういった計画が勝手に進んでいるというよりは、丁寧な段階に応じた情報を出してもらいたいなと思って、要望して終わります。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） 全く同じで、1人しかパブコメの意見がないというのは非常に寂しいし、やっぱりもっと努力するべきじゃないかなと思います。いろいろやりましたということなんですけれども、例えば司法書士会だったりとか不動産事業の協会だったりとか、いろいろ関係するような団体なんか幾つでもあるわけですから、そういうところに逆に意見を求めに行くとか、受け身じゃなくて積極的に関係するところにやっぱり聞きに行くというスタンスがないと、市民意見を反映したとは僕はちょっと言えないのかなと思います。そこら辺はやっぱり努力してもらいたいし、この所有者不明の土地だったりとか、空き家というのは本当に社会課題になっていて、僕らも地域を回っている中でこの課題についてたくさん声を聞きます。だから、やっぱりこれはもう課題意識も市民の中でも高いし、関心もあるので、ぜひ積極的にこちら側から、市のほうからそういったところに出向いて声をかけて意見を拾っていくということをしてながらこの計画の今後の改定には含めていただきたいということを求めて、終わります。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。

ほかになければ、ここで、次の議題に関係する職員を除き、退室を願います。

（執行部入退室）

次に、交通政策について議題とします。

本日は、市営バスのダイヤ改正について、報告を兼ね、当局の説明を受けます。運輸サービス課長。

○運輸サービス課長 それでは、タブレットの交通政策について、市営バスのダイヤ改正についてのファイルをお開きください。

1 ページをお願いいたします。第4次北九州市営バス事業経営計画における効率的な路線、運行形態の構築に基づき、乗降データを最大限に活用し、利用状況を踏まえたダイヤ改正を実施しますので、その概要について御説明させていただきます。

まずは、1、ダイヤ改正の概要についてです。(1)利用者数が多い路線、系統の維持強化について説明いたします。

まず1点目に、ア、学術研究都市、青葉台から小倉方面の増便です。改正の内容としましては、図のとおり、現行の青葉台と学研都市から小倉方面への直通便2系統を1系統に統合し、増便いたします。青葉台や学術研究都市から利用する方からすると、倍以上の増便となります。

2点目に、イ、折尾と黒崎から学術研究都市の路線の新設及び増便です。学術研究都市の宅地開発が進み、今後利用者がさらに増えることが見込まれます。また、地域の方から増便や住宅地への乗り入れの要望がっております。そこで、住宅地の中心にバス停を新設しまして、利便性の向上を図ります。学術研究都市から折尾駅間と黒崎間の増便もいたします。

3点目に、ウ、二島方面と小石方面の運行系統の統合です。現行の二島方面から産業医科大学若松病院行きと、小石方面から産業医科大学若松病院行きの2系統を、二島方面から産業医科大学若松病院経由小石方面行きの1系統に統合いたします。図のとおり、改正後は、利用者は二島方面から小石方面まで乗り換えることなく直通で利用できるようになりますので、利便性の向上につながります。あわせまして、待機場所への回送や待ち時間が不要になるため、運転者の運行時間を27分短縮できることとなり、運行の効率化も図ることができます。

2 ページをお願いいたします。4点目に、エ、小石、若松営業所方面から小倉方面の増便です。若松営業所から小倉駅新幹線口の間を便を増便し、利便性を向上します。

次に、(2)利用者は少ないが、生活の足として必要な路線の効率化について説明いたします。

まずは、ア、若松区北西部路線における運行路線及び便数の見直しです。若松区北西部の3つの路線の1便当たりの平均利用者数は0.8人から4.1人と利用者が少ない状況となっております。このため、系統や便数の見直しを実施する一方で、利用者の声を踏まえて、利便性向上のため路線の延伸を実施いたします。

具体的には、路線の見直し内容を御覧ください。現行の第1路線と第2路線は、いずれも目的地が二島駅となっていることから、これらの2路線を統合するとともに、目的地が商業施設や病院があり、折尾駅にも行きやすい高須方面まで延伸し、高須方面と二島方面のどちらにも乗換えなしで行くことができる運行ルートにいたします。また、現行の第3路線の脇田、小石からの渡場線は終点を若松病院とすることにより、乗換えなく市街地へ行くことができるルートに変更いたします。便数については、利用状況を踏まえ見直しをさせていただきます。

最後に、イ、お買い物バス、高塔山コースと石峰山コースの運行日の見直しです。お買い物

バスの1便当たりの平均利用者数は、高塔山コースが2.6人、石峰山コースが2.9人と利用者が少ない状況となっております。このため、平日に比べて利用人数が少ない土曜日の運行を取りやめ、週5日の運行といたします。

なお、これまで御説明しました具体的な路線につきましては、3ページに路線図を添付しておりますので、御参照ください。

次に、(3)路線全体の便数について御説明させていただきます。

改正前と改正後の便数の比較になります。今回の改正で路線の統合や整理を行ったため、単純に便数で比較しますと、平日で46便の減便、土曜日で88便の減便、休日で16便の減便となっておりますが、統合、整理前の系統で数えた場合、改正後の括弧の便数になりますが、平日と休日は増便となっております。

なお、今回のダイヤ改正では、平日の実車走行距離、いわゆるお客様を乗せてバスを走らせる距離は、ダイヤ改正前を維持する一方で、回送距離をダイヤ改正前と比較して約4%減少させ、運行の効率化を図ることといたします。また、響灘地区循環バスの試験運行は1便当たり平均利用者数が1名以下のため、令和8年3月末をもって終了いたします。

最後に、2、ダイヤ改正日です。令和8年3月28日土曜日を予定しております。以上で私からの説明を終わらせていただきます。

○委員長（森結実子君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質問、意見はありませんか。井上委員。

○委員（井上純子君） ダイヤ改正について御説明ありがとうございます。今回、効率化というところが主眼かなと思って聞いておりました。特に、今人口が増えている学研都市エリアに関しては、効率化ももちろんありますけど、増便もされていて、これはニーズに対して市が努力している結果だなと評価しております。

それ以外で何点か伺いたいですけれども、まず、二島と小石便の効率化のところなんですけれども、待機場所の時間がなくなって二島、小石だと27分短縮ですと。これがもともと待機場所をつくっていた理由があったのではないかなと思うんですけれども、これまで待機場所があって、なくすことによる何かメリット、デメリット、もちろん利用者からすると時間はメリットなんですけど、減らすことによって運行としては問題がないのかを、まず1点教えてください。

次に、小石、小倉方面の増便ですね。小石出身なので、どうしても小石が気になるんですね。これは出身者としても、小倉まで一気にいけるというのはうれしいことだなと思うんですね。意外と若松って陸の孤島でしょうと言われるんですけど、実は橋と高速を使って小倉まで一気にいけるんだといううれしい便なんです。人口も減っているからこそなんですけど、この必要性について教えてください。

加えて、減便している部分ですね。岩屋、二島を統合する減便、ここは統合によるところで努力されていると思うんですけども、単純に減らされているところが、小石、渡場の減便かと思います。ここのやっぱり利用状況について、この根拠として教えていただければと思います。以上、質問です。

○委員長（森結実子君） 運輸サービス課長。

○運輸サービス課長 今、井上委員から御質問いただいた3点について、御説明させていただきます。

まず1点目、二島、小石から27分の短縮になっているということですが、これお客様が27分早くなるというよりも、おっしゃるとおり今渡場の待機場所にバスを回送していました。それで、調整時分を入れて、また始発に戻ってということでしたけど、これをちょっとこういったやり方ができないかということやって、労働条件とかそういったことも鑑みて、これでできたので、連続運転とかにも引っかかりませんので、これで効率が上がるということで実施させていただきます。

2点目の小石、小倉の必要性、10便ほど増便ということになっているのは、2年前にダイヤ改正の減便、運転者不足の厳しいときがあって、結構減便をして、小倉の全体の本数が60便ぐらいあったんですけど、それにまだ戻ってはいないんですが、今回小倉駅止めにすることによって、小倉駅をぐるっと回って、また若松方面に戻るというのを実施させていただいて、結果10便ほど増やして運行効率を上げると。今まで市役所まで全てのバスが行っていて、そこで待機場所の小倉北区役所の裏まで回っていたんですけど、それもやめて、これも効率が上がるということがまず1点ですので、お客様にも小石方面の方、結構小倉に行っている方が多いので、そういう要望もあってそういうのをやらせていただいて、利便性の向上ということで考えております。

3番目が岩屋、二島の根拠ですけど、これがやっぱり利用者数がすごく少ない路線でございまして、全体的に3割程度ですけど、運行便数を、今までが実は北西部とか岩屋線というのが、乗客数が少ないんですけど、ハイエース路線とかで10人乗りの小型バスを、助成金も含めて運行させていただいていて、1日当たり60便ぐらい、すごく充実していたところでございます。それをちょっとぎゅっと圧縮することによって営業係数をぐっと落として、経営の立て直しというところでさせていただければと思っております。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 井上委員。

○委員（井上純子君） 説明ありがとうございます。

まず、そうですね。二島～小石便の待機場所をなくす、労働条件と鑑みて問題ない範囲であったということで今説明いただきました。ここは働く側、実際に運転手の方が運行して成り立つわけですから、ここは慎重に、実際に今休憩がなくなるという、もちろんいろんなルートの調整はあるんでしょうけれども、そういった何か混乱だったり急激な負荷がないようにという

ところは慎重に進めていただきたいと思います。

そして、小石から小倉方面の増便ですね。また、ルートに関しても市役所よりは小倉駅ということで、市役所勤めの人はずごくいいんだろうなと思っていましたけれども、確かに市役所経由で、私は駅に行く派だったから、なぜ市役所を経由するんだろうと若い頃思っていた記憶がありましたので、少しでも効率的な運行で増便するのはすごくいいなと、ここも頑張っしてほしいなと思います。

最後に、利用率が低いルートのところの岩屋エリアですね。ここの減便なんですけれども、生活されている方はどんどん減っているから、そもそも家も点在しているエリアですから、なかなか営業係数は低くて当たり前、今後もっと減ってくるだろうとは思っているんです。ただ、今後の課題として受け止めて工夫していただきたいというものとしましては、今後若松の北海岸というのは、観光地としても都市ブランド創造局がいろいろ規制緩和とかで、都市戦略局も今後いろいろ観光施設だったり飲食店、市街化調整区域だけでも規制緩和で造れるような取組も今進んでいるんですね。ただ、とても交通アクセスが悪くて、車がないと行けない。グリーンパークであれだけ今集客力、年間40～50万人が集まるぐらいの集客力が高い施設もあのエリアにはあつたりと、ほとんどマイカーで行かれるんですけれども、ただ、今後やはり駐車場問題もありますし、観光ニーズの受皿の足問題というのが出てくると思います。今は生活のニーズとして減らすのは致し方ないと思うんですけれども、今後観光ニーズをどう受けていくかというところは、交通局の予算じゃなくてももちろんいいですので、営業係数はしっかり見て、現実的なダイヤ改正で、これでいいと思うんです。ただ、観光バスとしては、やはり都市ブランド創造局と連携しながら、予算ももらいながら、ここの観光の受皿というところは連携していただきたいなということを要望して、終わります。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。

ほかになければ、次に、行政視察について協議を行います。

委員の皆様から御提出いただいた視察先の案について取りまとめを行い、正副委員長案としてお手元に配付しております。1月8日の委員会で決定しましたとおり、本日はこの案の中から皆様の御意見を伺い、視察先の優先順位を決定いたします。今後の作業としましては、事務局において視察先との受入れ交渉を行い、最終的な視察先、日程等の案を提示させていただきたいと思っております。

それでは、お手元配付の案について皆様から御意見を伺いたいと思いますが、御意見等がありますか。佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） 新しいところはもう提出できない、締切りですね。

○委員長（森結実子君） 大丈夫だそうです。佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） ちょっとまた帰って、いいですか。すみません。

○委員長（森結実子君） 皆さん今週は忙しいと思います。井上委員。

○委員（井上純子君）まだ見たいという方も、まだまだ意見が出る段階なんだろうと思いますけれど、私も今回の案に対してちょっといろいろと意見を言いたいところとしましては、前回の視察でも公園のP a r k－P F Iだったり、そうですね、市営住宅の利活用だったり、そういったところは見させてもらったので、今後やはり市のプロジェクトと合った視察先がいいのかなと思っています。公共交通の話もありますし、また、今常磐橋のあり方検討会も始まっていますので、この中に長崎市の出島の橋が入っていますので、実際に歴史的エリアでどういふような橋を実際に建設して再整備していったか、こういった具体的な、生活だけではなく、新たに造るもの、今回アリーナも入っていますけれども、生活の日々のインフラだけではなく、都市開発に向けた新たに造るものも委員会で見ていくというのは、今回の視察先としてはお勧めなのかなという意見を述べて終わりたいと思います。

○委員長（森結実子君）ほかにありませんか。

すみません、一言だけ。副委員長と交代します。

（委員長と副委員長が交代）

○副委員長（中島隆治君）森委員。

○委員（森結実子君）前回の視察では交通政策がなかったので、交通政策はぜひ1件は入れたいなと思っています。以上です。

○副委員長（中島隆治君）委員長と交代します。

（副委員長と委員長が交代）

○委員長（森結実子君）すみません。ありがとうございます。

ほかにありませんか。

ほかになければ、各委員が共通して関心の高い案を基に、正副委員長で協議した上で優先順位を決定したいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で所管事務の調査を終わります。

本日は以上で閉会します。

都市戦略整備委員会 委員長 森 結実子 ㊟
副委員長 中 島 隆 治 ㊟